

「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」(概要)

1. 基本的な問題意識

現行会社法制は、(1)枠組みが画一的、(2)過剰な規制が存在、(3)会社形態に対するイメージにより、会社形態の選択にひずみが生じているなどの問題点あり。

このような問題点を解消し、創業や経営革新を進めやすくするためには、有限責任の下で運営される会社の最低限のルールを明確にし、成長する中小企業がその時々の実態・成長段階に応じて最適な運営ルールを選択できるようにすることで機動的・弾力的な経営を可能とすることが必要。

この際、中小企業の大部分が株式の譲渡を制限しており(譲渡制限会社)、株主が家族や知人であるなど一般に株主と経営者の信頼関係が強いという実態に即して見直していく必要がある。

具体的な見直しの考え方は以下のとおり。

- 債権者保護を目的とする規制について(過剰規制の緩和)
 - ：過剰な規制は実態に即して緩和していくべき。特に、有限会社と譲渡制限株式会社は実態上ほとんど差異がない場合も見られることから、現行の有限会社の規制のレベルに譲渡制限株式会社の規制をあわせるべき。
- 出資者と経営者の利害調整のための規制について(定款自治の拡大)
 - ：多様な中小企業が、会社の形態や経営手法について、自らの実態に合った選択ができるようにし、定款自治の範囲を拡大する方向で検討すべき。
- 会社形態の名称・法形式等について
 - ：対外的な印象によって会社の選択がゆがめられないような配慮が必要。

2. 主な論点

<設立について>

- 「株式会社、有限会社について最低資本金規制を大幅に引下げ又は廃止すべき。」
- 「会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、包括的な記載を認めるべき。」

<会社の機関について>

- 「取締役の員数につき、譲渡制限株式会社(現行3人)については有限会社並みに1人でよいこととすべき。」
- 「中小企業の実態にあわせて機関設計できるよう、譲渡制限株式会社における取締役会と代表取締役の設置を任意化し、現行有限会社と同様の扱いとすべき。」
- 「取締役の任期につき、譲渡制限株式会社(現行2年)については有限会社並みに自由に決められることとすべき。」
- 「中小企業の実態にあわせて機関設計できるよう、例えば譲渡制限株式会社における監査役の設置を任意化すべき。」

<株式・持分について>

- 「譲渡制限会社においては、定款の定めにより、ある者が譲渡以外の事由(相続・合併)により譲渡制限株式(持分)を取得した場合には当該会社の承認を要することとする等、株主の分散を防止する措置をとることができるようにすべき。」

<計算書類について>

- 「計算書類の公告義務について有効性を検証し、義務の必要性も含め見直しすべき。」